

札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰について

1 目的

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」第8条に掲げる「広報及び啓発」の一つとして、防犯活動に貢献した個人・団体等を表彰することにより、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解増進及び地域防犯活動の一層の拡大・促進を図る。

2 表彰の概要

(1) 表彰対象者

市民（※札幌市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体）のうち、次のいずれかに該当する者とする。

ア 町内会をはじめとした地域で防犯活動に尽力している個人または団体

イ 組織をあげて防犯活動を推進する事業者

ウ 犯罪や非行を犯した者の改善更生を助けるとともに、犯罪や非行の予防に尽力する者

(2) 表彰の要件

継続性と活動実績の両面に配慮する。

<上記ア、イに該当する者または団体>

i 継続性 個人・団体は3年以上、事業者は5年以上防犯活動を行う者。ただし、顕著な功績があったと認められる場合はこの限りではない。

ii 活動実績 主に次の4点をもとに選考を行う。

- ・実効性 治安向上に役立つか
- ・地域性 地域の特性を活かしているか
- ・独創性 先駆的であるか
- ・波及性 活動がしやすいか、または、今後、他に広がることが期待できるか

※なお、「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり賞」受表彰者を除く。

<上記ウに該当する者>

i 継続性 12年以上更生保護活動を行う者。ただし、顕著な功績があったと認められる場合はこの限りではない。

ii 活動実績 地域における更生保護活動に積極的に取り組み、顕著な功績を上げる等、他の模範になると認められるもの。

※札幌保護観察所・札幌市保護司会連絡協議会の内申をもとに選任する。

札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰要綱

平成 28 年 7 月 28 日市民文化局長決裁

一部改正 平成 30 年 9 月 20 日

一部改正 平成 31 年 4 月 18 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市において安全で安心なまちづくり活動に功績のあった者に対して行う表彰に関し、必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりに関する市民及び団体等の意識の高揚を図り、もって安全に安心して暮らせるまちの実現を推進することを目的とする。

(表彰の名称)

第 2 条 この要綱による表彰（以下「表彰」という。）の名称は、札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰という。

(表彰の対象)

第 3 条 表彰の対象は、次に掲げる個人、団体又は事業者で、市内に在住し、又は市内を拠点に活動しているものとする。

- (1) 町内会などの地域における防犯活動において功績のあった個人又は団体
- (2) 組織を挙げて地域の防犯活動等を積極的に推進する事業者
- (3) 更生保護活動に功績のあった個人

(候補者の推薦)

第 4 条 表彰の候補者を推薦しようとする者は、別に定める推薦調書を市民文化局長に提出するものとする。

(候補者の選考)

第 5 条 表彰の候補者の選考は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（平成 21 年条例第 17 号）第 13 条第 1 項に基づき設置する犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会において、別に定める選考基準に沿って行う。ただし、必要がある場合は、同条第 7 項に基づき設置する部会において行うことができる。

(被表彰者の決定)

第 6 条 被表彰者の決定は、前条の規定による選考を基にして市長が行う。

(表彰の方法)

第 7 条 表彰は、原則として毎年、市長が表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。